

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）等への意見一覧

条文	コメントの概要	金融庁の考え方
平成10年大蔵省告示第228号 4条1項1号	改正後の規定における「格付」は、改正前の規定における指定格付（投資適格相当）と同等の格付であるという理解でよいか。	ご指摘のとおりですので、より明確な規定となるよう修正いたします。